

山田町条例第9号

山田町小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、町、小規模企業者、商工会、金融機関及び町民の役割等を明らかにすることで、各主体による相互の理解と協力をもって地域経済の活性化を図り、町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (3) 金融機関 町内に本店又は支店を有する金融機関をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下、推進を図ること。
- (2) 小規模企業者の創意工夫及び自主的な取組を尊重し、推進を図ること。
- (3) 小規模企業者の事業の持続的発展を目的として推進を図ること。
- (4) 町の地域資源を活用することを基本認識として推進を図ること。
- (5) 町、小規模企業者、商工会、金融機関及び町民が連携し、推進を図ること。
- (6) 小規模企業者の経営資源の確保について配慮をすることを基本として推進を図ること。

(町の役割)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(小規模企業者の役割)

第5条 小規模企業者は、基本理念に基づき、その事業の持続的発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に努めるとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に向けて貢献するよう努めるものとする。

（商工会の役割）

第6条 商工会は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が行う小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（町民の理解と協力）

第8条 町民は、基本理念に基づき、小規模企業が町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第9条 町は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。